

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目 次=

1. 重大事故等情報=4件（10月27日～11月1日分）

(1) 乗合バスの死傷事故

(2) 乗合バスの車内事故

(3) 特定バスの死傷事故

(4) 法人タクシーの死傷事故

2. スペアタイヤ落下事故防止のための大型トラックの緊急点検の実施について

3. 三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バスの火災防止について

4. ASV推進計画のブースを第45回東京モーターショー2017に出展します！



【1. 重大事故等情報=4件】（10月27日～11月1日分）

(1) 乗合バスの死傷事故

10月30日（月）午後5時51分頃、神奈川の県道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客17名を乗せ運行中、客扱い後発進した際、当該バス停で降車した乗客をひいた。

この事故により、当該乗客が死亡した。

事故は、降車した乗客が何らかの原因によりバスの直前に倒れ込んだことに気付かずバスが発進したため発生した模様。

(2) 乗合バスの車内事故

11月1日（水）午前10時41分頃、広島県の国道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客3名を乗せ運行中、別のバスがバス停に停車していたことから、その後ろに停車し3名の乗客を乗車させた後、前のバスが出発したため停止位置まで移動した際、まだ着席していなかった乗客1名が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(3) 特定バスの死傷事故

10月30日（月）午前8時00分頃、埼玉県の駅前バスロータリーにおいて、同県に営業所を置く特定バスが乗客約60名を乗せ運行中、横断歩道を渡っていた歩行者と接触し5m程引きずって停止した。

この事故により、歩行者が死亡した。

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

